

事 務 連 絡

令和 2年11月27日

岡山県介護保険関連団体協議会 御中

岡山県保健福祉部長寿社会課

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第9報）

介護保険行政の推進につきまして、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、本県が指定権限を持つ施設・事業所に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

各団体におかれましても、感染防止策の継続について、御協力いただくとともに、加盟施設等へ周知をお願いします。

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第9報）

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び貴施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

県内では、10月以降、高齢者施設、医療機関などにおいて11件のクラスターが発生するなど、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急増しています。

こうした中、社会経済活動を推進しつつ、感染の再拡大を防ぐため、令和2年12月1日から令和3年1月31日までの間における感染症対策に係る県民の皆様への協力のお願いを、別添1のとおり行いました。

特に、高齢者の利用する福祉施設においては、別紙の『2 事業者の皆様へのお願い』における適切な感染防止策の具体的内容により、引き続き、対策の徹底をお願いします。

なお、障害福祉施設、保護施設及び無料低額宿泊所においても、高齢者福祉施設に求める感染防止策を参考に、対策を継続いただくようお願いいたします。

記

○感染防止策の具体的内容（主なもの）

- ・ こまめな手洗いの奨励
- ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ・ 入所者・利用者の健康管理（毎日の検温の実施と記録、有症状者の通所サービス利用の制限など）
- ・ 職員の健康管理（有症状者の自宅待機など）と体調不良を申し出しやすい環境づくり
- ・ 入所者及び職員に発熱等の症状が出た場合の速やかな受診、検査の徹底
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の職員との一定間隔の確保
- ・ 複数の職員が共有するものの定期的な消毒
- ・ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や職員に周知徹底
- ・ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者や職員）をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

【添付書類】

別添1：岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力のお願い

別添2：「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力のお願い」の主なポイント

岡山県保健福祉部	
保健福祉課指導監査室	TEL:086-226-7917
障害福祉課障害福祉サービス班	TEL:086-226-7345
長寿社会課介護保険推進班	TEL:086-226-7324

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に 係る県民の皆様への協力のお願い

県内では、10月以降、高齢者施設、医療機関、接待を伴う飲食店などにおいて11件のクラスターが発生するなど、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増しています。

このため、社会経済活動を推進しつつ、感染の再拡大を防ぐため、人の移動が増え、会食の機会が増える年末年始の時期に向け、皆様には、令和2年12月1日から令和3年1月31日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、地域の感染状況等により、必要に応じて見直すこととします。

1 県民の皆様へのお願い

(1) 「新しい生活様式」の実践のお願い

- ・手洗いの徹底や人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指衛生の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践するようお願いいたします。
- ・ご家族や周りの大切な人を守るためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録をお願いいたします。
- ・家庭内での感染拡大を防ぐため、症状がある場合は、速やかに検査を受け、他の家族に接触しないようにしてください。
- ・暖房と組み合わせ、窓を開けるなど、適切に換気をしてください。
- ・職場や学校では、管理者は、日頃から職員や児童・生徒の健康管理に留意するとともに、職員や児童・生徒が体調不良を申し出やすい環境づくりに努めてください。

(2) 飲食店等利用時の留意事項

- ・飲食店等では、以下のことに注意してください。
 - ① 発熱や風邪のような症状がある場合は、利用しないようにしてください。
 - ② できる限り混雑する時間帯を避けてください。
 - ③ 大人数や長時間の飲み会、深夜のはしご酒は危険です。適度な酒量にしてください。

- ④ デリバリーやテイクアウトも活用しましょう。
- ⑤ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力しましょう。
- ⑥ 食事の前に、手洗い・消毒をしましょう。
- ⑦ 席の間隔を取り、対面に座ることを避けた上で、食事中の会話を避け、歓談中もマスクの着用をお願いします。
- ⑧ 入店時には、「もしサポ岡山」のQRコードにタッチしてください。
- ⑨ 接待を伴う飲食店やカラオケでは、特に注意してください。

(3) ご高齢の方とご家族などへのお願い

- ・ ご高齢の方は、ご自身の身を守るため、外出の際は、できるだけ人混みを避けて行動してください。スーパーマーケットなどは、混雑しない時間に利用してください。
- ・ ご高齢の家族と同居している方など、高齢者と接触する機会のある方は、夜の繁華街などでの行動は、特に慎重をお願いします。

(4) 県外への移動や県外からの帰省などについてのお願い

- ・ 感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、夜の繁華街などでは、特に慎重に行動してください。
- ・ 年末年始に家族が帰省されるときは、帰省の2週間前から会食への参加をしないなど、帰省前の行動に十分注意した上で「コロナを連れて帰らない」よう気をつけて帰省してください。
- ・ 帰省先に高齢者がおられる場合は、オンライン帰省も検討しつつ、帰省する場合には、そうした方と接する際に、家の中でもマスクを着用するなど、感染防止のための特段のお気遣いをお願いします。
- ・ 帰省や初詣は、交通機関の混雑による「3密」を避けるため、時期をずらすことも検討してください。
- ・ 県外から帰省する子どもや家族がいる方は、帰省する際の注意を呼びかけてください。

(5) 正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことへのお願い

- ・ 不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された方やご家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください。

(6) 定期検診や予防接種の計画的な受診のお願い

- ・定期検診や持病の治療、予防接種などの健康管理は重要です。計画的に受診してください。

2 事業者の皆様へのお願い

- ・基本的な感染防止対策は別紙のとおりです。
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、別紙のとおり、適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・「もしサポ岡山」への登録や参加者名簿の作成など、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いいたします。
- ・職員の健康管理（有症状者の自宅待機など）と体調不良を申し出しやすい環境づくりに努めるとともに、職員に発熱や風邪のような症状がある場合は、必ず休ませ、業務に携わらせないでください。

3 イベント等を主催される方へのお願い

- ・イベント等の開催に当たっては、令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催し物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。
- ・参加人数が1,000人を超えるようなイベント等については、県に事前相談をするようお願いいたします。
- ・開催に当たっては、「もしサポ岡山」への登録や参加者名簿の作成など、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いいたします。

「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的内容

○ すべての施設に求める基本的な感染防止策

- ・ こまめな手洗いの奨励
- ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ・ 入場時の検温、入場を断った場合の払い戻し措置
- ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- ・ 「もしサポ岡山」や接触確認アプリ（COCOA）の奨励
- ・ イベント前後の感染防止の注意喚起

○ 上記「すべての施設に求める基本的な感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・ 入所者・利用者の健康管理（毎日の検温の実施と記録、有症状者の通所サービス利用の制限など）
- ・ 職員の健康管理（有症状者の自宅待機など）と体調不良を申し出しやすい環境づくり
- ・ 入所者や職員に発熱等の症状が出た場合の速やかな受診、検査の徹底
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の職員との一定間隔の確保
- ・ 複数の職員が共有するものの定期的な消毒
- ・ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や職員に周知徹底
- ・ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者や職員）をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る 県民の皆様への協力のお願い」の主なポイント

○ 改訂の基本的な考え方

県内では、10月以降、高齢者施設、医療機関、接待を伴う飲食店などにおいて11件のクラスターが発生するなど、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増していることから、人の移動が増え、会食の機会が増える年末年始の時期に向け、改めて県民の皆様へ協力をお願いすることとした。（期間は令和2年12月1日～令和3年1月31日）

○ 県民の皆様へのお願い

・「新しい生活様式」を実践する上での留意事項

家庭内での感染拡大を防ぐため、症状がある場合は速やかに検査を受け、他の家族に接触しないようお願いする。

暖房と組み合わせ、窓を開けるなど換気をするようお願いする。

職場や学校では、日頃から職員や児童・生徒の健康管理に留意し、本人が体調不良を申し出やすい環境づくりに努めるようお願いする。

症状があるときは、速やかに検査を受けるようお願いする。

・飲食店等利用時の留意事項

大人数での飲み会や長時間の飲み会、深夜のはしご酒は危険であり、適度な酒量にするようお願いする。

席の間隔を取り、対面に座らないようにした上で、食事中の会話を避け、歓談中もマスクを着用するようお願いする。

・年末年始に帰省する際などの留意事項

帰省の2週間前から会食への参加をしないなど、「コロナを連れて帰らない」よう気をつけて帰省することをお願いする。

帰省先に高齢者がおられる場合は、オンライン帰省も検討しつつ、帰省する場合は家の中でもマスクを着用するなど、感染防止のための特段のお気遣いをお願いする。

帰省や初詣は、交通機関の混雑による「3密」を避けるため、時期をずらすことも検討するようお願いする。

○ 事業者の皆様へのお願い

クラスターの発生を防ぐため、職員に発熱や風邪のような症状がある場合は、必ず休ませ、業務に携わらせないよう、改めてお願いする。

また、高齢者施設においては、入所者・利用者の毎日の検温等の健康管理や、入所者、職員等に発熱等の症状が出た場合の速やかな受診、検査の徹底をお願いする。